

まちづくり推進委員会第33回“地域支え合い分科会”議事録案

○日 時 2022年5月31日(火) 午前10時～11時30分

○開催方法 ZOOM

○参加:12名

☞東京大学高齢社会総合研究機構(IOG):1名

高瀬特任研究員

☞地域支え合い分科会:11名

毛利、八木、河野、有坂、天野、内藤、三井、小林、渡邊・大郷(地域包括)、高橋(社協)

1 前回第31回(5月11日(水))に決めたこと

各委員の、町内の”コンシェルジュ”活動のイメージを整理することにした。

2 本日の協議内容

【高瀬先生】

今日の打ち合わせの内容は、①町内の”コンシェルジュ”活動のイメージ、②町内会役員との考え方のすり合わせ、である。

① の話題では、前回、“顔見知りの関係”がポイントになるという話があった。

(1) 町内のコンシェルジュ”活動のイメージ

【毛利委員(白扇会会長)】

町内の“コンシェルジュ”のイメージを、スマホを活用したシステムの形でまとめてみた。

📎添付ファイル

「何かお手伝いできることはありませんか？どんな小さなことでも、どんな大きなことでも、喜んで相談にのるあなたのまちのお友達です。立ち話でも、電話でも、パソコン・スマホからでもかまいません。お気軽にご相談ください。」

というような仕組み全体を、未来の形でイメージしてみた。

【A 委員】

ご近所の方との実際のやりとりで言えば、例えば、闘病に係る訪問医療などの依頼の方法について、地域包括支援センターに繋いだことがあった。

【B 委員】

以前、民生委員をしていたとき、「近所の方の様子がおかしい」ということで、地域包括支援センターと一緒に対応した。

また、町内清掃のときなどはいろいろな話がフランクに出され、近所の様子が見えてくる。

なお、「何が必要か」というのは、実際にそのことに直面しないと見えてこない。

【C 委員】

町内の定番の活動として、①防犯パトロール、②町内清掃、③防災訓練時の安否確認、などがあるが、ここ5～6年関わって、わずかながら近所のことが見えてきた。

声をかけるタイミングや、声をかけられたときの対応など、町内での関係づくりは、仕事の世界と大きく異なることが分かるようになってきた。

【D 委員】

町内の“コンシェルジュ”活動の根っこは、近所が見えていることである。例えば最近、この数年空家であった近所の家に人が出入りをしているので、声をかけてみる。すると、「両親の家の整理

をしている」と、自然なやりとりがあった。

また、1ブロック内の安否確認体制も、「声かけ」や「見守り」の手がかりになるので、近々に、打ち合わせをすることを予定している。(ここで高瀬先生、退席)

(2) 町内会役員との考え方のすり合わせ

【E 委員】

6月26日(日)午前9時から10時30分に、現町内会役員に“まちづくり推進”のこれまでの取組みについて説明することとなり、次のような形で考えている。

① 高齢化社会での“まちづくり”について—その課題、そして提案

👉 大方 潤一郎 東大 IOG 元機構長・明治大学経営学部特任教授

② まちづくり推進委員会各分科会からの報告

③ 意見交換

【F 委員】

ねらいは、現役員の皆さんに、高齢化が進む当町内での“まちづくり活動”の大切さを理解していただくことである。

【D 委員】

役員1年の中でのルーティンとしての仕事と、長期的な“まちづくり”の仕事を、少しでも繋げていることができればと思う。

【高橋委員(市社協)】

“地域支え合い”は、現在、深沢地区で取り組んでいる「ゆるやかな見守り活動」と同じ考え方の取組みと理解している。

【毛利委員(白扇会会長)】

高齢者も「見守り活動」の対象である場合と、「見守り活動」の担い手である場合とがあり、市の老人会(みらいふる鎌倉)、そして当町内会の老人会(白扇会)も、その担い手として活動する指向を持ちたいと思っている。

(参考) 老人福祉法

(目的)

第一条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(老人福祉の増進のための事業)

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

【渡邊委員(地域包括)】

“地域包括ケアシステム”の専門的なサポートの分野を担うのが“地域包括支援センター”であり、当分科会で検討している町内の“コンシェルジュ”活動や、町内の民生委員の活動とつながっていくことになる。

(参考) [高齢者の生きがい健康づくりを応援 | 長寿社会開発センター | 地域包括ケア | マニュアル等 \(nenrin.or.jp\)](#)

(3) まとめ

・6月26日の資料は、別途作成を進める。

・次回第34回分科会は、別途調整する。

☑分科会出席委員、了承。

文責 1D 小林 淳